

感作性の取扱いについて

- 1 化学物質分科会における感作性に関する主な論点（主に第1回から第4回における議論）
 - ・ 大臣告示に規定されている皮膚障害や気道障害等については、感作性による症状等も存在するが、感作性による症状等を独立させることは可能なのか。
 - ・ 例として、皮膚障害については、感作性による症状等も存在するという点を明示することが重要ではないか。
 - ・ しかしながら、感作性を大臣告示において明記する場合、明記しない物質では感作性による症状等が含まれないことになり、現行よりも補償対象を狭めてしまうことが懸念される。
- 2 現行の大臣告示における感作性の取扱い
現行の大臣告示においては、感作性と非感作性を区別せずに規定している。
- 3 感作性の取扱いに関する方針（案）
 - ・ 症状等には、感作性の症状等、非感作性の症状等、両方による症状等があり、明確に感作性と非感作性を分けることが困難であること
 - ・ 告示で感作性を明記する場合、現行で補償対象としていた症状等が除かれることが懸念される⇒ 引き続き、感作性と非感作性を分けずに大臣告示に規定することとしたい。